

四半期報告書

(第36期第1四半期)

自 平成23年4月1日

至 平成23年6月30日

株式会社 ウィザス

大阪府中央区備後町三丁目6番2号
KFセンタービル

(E04850)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
第3 提出会社の状況	7
1 株式等の状況	7
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	7
(4) ライツプランの内容	7
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	7
(6) 大株主の状況	7
(7) 議決権の状況	8
2 役員の状況	8
第4 経理の状況	9
1 四半期連結財務諸表	10
(1) 四半期連結貸借対照表	10
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	12
四半期連結損益計算書	12
四半期連結包括利益計算書	13
2 その他	17
第二部 提出会社の保証会社等の情報	18

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成23年8月10日
【四半期会計期間】	第36期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	株式会社ウィザス
【英訳名】	With us Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 生駒 富男
【本店の所在の場所】	大阪市中央区備後町三丁目6番2号 KFセンタービル
【電話番号】	06(6264)4202（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役運営支援本部長 井尻 芳晃
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区備後町三丁目6番2号 KFセンタービル
【電話番号】	06(6264)4202（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役運営支援本部長 井尻 芳晃
【縦覧に供する場所】	株式会社ウィザス 東京本部 （東京都港区芝公園二丁目4番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第35期 第1四半期連結 累計期間	第36期 第1四半期連結 累計期間	第35期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高 (千円)	2,868,216	3,056,090	14,947,367
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△482,747	△553,774	1,194,813
四半期純損失 (△) 又は当期純利益 (千円)	△660,852	△344,192	238,834
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	△615,290	△315,596	346,094
純資産額 (千円)	3,406,850	3,961,330	4,387,051
総資産額 (千円)	12,845,400	14,103,614	15,245,968
1株当たり四半期純損失金額 (△) 又は1株当たり当期純利益金額 (円)	△65.72	△34.23	23.75
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	26.32	27.25	28.03

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含んでおりません。
- 3 第35期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算出にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
- 4 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当社は、平成23年5月18日開催の取締役会において、当社の連結子会社であります株式会社ハーモニック及び株式会社ナビをそれぞれ吸収合併することを決議するとともに、同日、両社と合併契約を締結いたしました。

合併の概要は次のとおりであります。

(1)合併の目的

事業統合による事業の拡充を図るとともに、業務の効率化を図るためであります。

(2)合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式であり、株式会社ハーモニック及び株式会社ナビの2社は解散いたします。

(3)合併期日（効力発生日）

平成24年4月1日（予定）

(4)合併に際して発行する株式及び割当

被合併会社2社はいずれも完全子会社であるため、本合併による株式その他の金銭の交付及び資本金並びに資本準備金の増加はありません。

(5)合併比率の算定根拠

該当事項はありません。

(6)引継資産・負債の状況

当社は、平成24年3月31日現在の株式会社ハーモニック及び株式会社ナビの一切の資産、負債及び権利義務を引き継ぎます。

(7)吸収合併存続会社となる会社の概要

名称	株式会社ウィザス
資本金	1,299,375千円
事業内容	学習塾及び高認・サポート校の運営

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故及びその後の電力不足などの影響を受けて、今後の景気に関して不透明感を増しております。個人消費におきましても、商品の供給力不足については回復されつつあるものの、消費者の生活防衛意識による節制志向・低価格志向は根強く、本格的な景気回復に向けては依然として厳しい状況が続いております。

このような経営環境の中、当社グループにおきましては「社会で活躍できる人づくりを実現できる最高の教育機関を目指す」というコーポレートビジョンを掲げ、成績向上への全力指導とともに、生徒自身が自らを意欲喚起できる独自の教育プログラムを推進することにより、競合他社との更なる差別化を図ってまいりました。

また、資格取得を中心とした社会人教育分野やe-ラーニング分野への進出等、教育をコア事業としながら、既存事業とのシナジー拡張や新分野進出を意図したM&Aや業務・資本提携など戦略面での強化も進めてまいりました。

以上の結果として、当第1四半期連結累計期間における連結業績につきましては、売上高は30億56百万円(前年同期比6.6%増)、営業損失は5億52百万円(前年同期は営業損失4億54百万円)、経常損失は5億53百万円(前年同期は経常損失4億82百万円)、四半期純損失は3億44百万円(前年同期は四半期純損失6億60百万円)となりました。

なお、当社グループの収益構造は、新年度開始となる4月の生徒数が通期で最も少なく、その後増加していくことや夏・冬・春の季節講習会時に売上高が通常月以上に増加することに加え、固定費や広告宣伝費等の先行投資的費用が発生するため、季節的な収益変動要因があります。その結果、当第1四半期は営業損失を計上しておりますが、当初の計画に対しては順調に推移しております。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(学習塾事業)

昨今の経済情勢を踏まえ、当社主力分野である公立志向が更に高まる中、民間教育機関では類まれな独自の意欲喚起教育(セルフコーチプログラム)の導入と成績向上に柱をおいた指導による顧客満足度の向上、更には新規4校(内、独立校舎2校)の設備増強等の結果、第1四半期末生徒数は過去最高の20,292名(前年同期比5.8%増)となりました。また、株式会社市進ホールディングスとの提携コースとして個別対応型WEB授業(ウィングネット)、株式会社増進会出版社(Z会)との提携コースとして通学型及び在宅型WEB講座の拡充を行ったほか、新たな取組みとして、本物志向の中で理科教育の充実を図るため、大学との連携による工学部キャンパス内での先端科学実験教室を展開してまいりました。これらの結果、売上高は14億97百万円(前年同期比3.7%増)となりました。

(高認・サポート校・通信制高校事業)

通信制高校ならびにサポート校の連携により一層のサービス充実を図りつつ、高卒認定試験制度の啓蒙・普及とインターネット利用ニーズの高まりに対応した在宅型WEB講座の展開、個別対応型WEB授業(ウィングネット)の全校導入を進めてまいりました。更に、社会人等の幅広い年齢層を対象にした介護福祉士・保育士等の資格講座の拡張を図るため、ウィザス専門学院を開講してまいりました。

生徒数に関しましては通信制高校生並びにサポート校生の増加は見られましたが、高卒認定コースの生徒数が減少し、第1四半期末生徒数は7,323名(前年同期比1.5%減)となり、売上高は11億23百万円(前年同期比4.1%減)となりました。

(その他)

その他におきましては主に、広告事業、キャリアサポート事業及び企業内研修ポータルサイト・コンテンツ開発販売事業に係る業績を計上しており、売上高は4億34百万円(前年同期比72.3%増)となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて25.4%減少し、39億77百万円となりました。これは、現金及び預金が12億78百万円、授業料等未収入金が4億41百万円減少したことなどによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて2.3%増加し、100億71百万円となりました。これは、建物及び構築物が1億64百万円増加したことなどによります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて7.5%減少し、141億3百万円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて10.9%減少し、67億40百万円となりました。これは、未払法人税等が3億77百万円、前受金が3億35百万円減少したことなどによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて3.2%増加し、34億1百万円となりました。これは、社債が1億83百万円増加したことなどによります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて6.6%減少し、101億42百万円となりました。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べて9.7%減少し、39億61百万円となりました。これは、利益剰余金が4億44百万円減少したことなどによります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

1 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社企業価値の源泉である当社の教育理念及び経営理念、多くのステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を、中長期的に確保、向上させ得る者が望ましいと考えております。

もとより、当社取締役会は、当社が上場企業である以上、当社株式等の売買は、当社株主の皆様の判断においてなされるのが原則であり、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合においても、その諾否は、最終的には株主の皆様の自由なご意思により判断されるべきものであると考えており、大規模買付行為を全て否定するものではありません。

しかしながら、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合、その目的・手法等から見て会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付けの条件等について検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

当社は、当社株式等に対してこのような大規模買付行為を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。

2 当社の財産の有効活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取組み

当社は、「顧客への貢献」、「社員への貢献」、「社会への貢献」という経営理念の下、「社会で活躍できる人づくり」を実現できる最高の教育機関をめざす」というコーポレートビジョンの具現化のステップとして、平成23年3月期から平成25年3月期までの中期経営計画を策定しております。具体的には、幼児から高校生までを対象とする教科学習指導・進学受験指導及び能力開発指導を行う「学習塾事業」、国の検定である高等学校卒業程度認定試験の受験指導・進路指導や、広域通信制単位制高等学校の運営及び在学生の教科指導や進路指導を行う「高認・サポート校・通信制高校事業」を主たる事業として営むとともに、eラーニング、スクールシティ及び速読を中心としたキャリア教育を推進する「キャリアサポート事業」を通じて、より一層の経営基盤の強化を図り、株主・顧客・社員にその成果を高いレベルで還元できる企業作りを目指しております。また、事業分野ごとに、教育理念、経営理念に基づき、社会で活躍できる人づくりを目的として、達成目標と具体的施策を定めております。当社はこれらの施策を実現させることによって、社会的貢献を果たすとともに、当社の企業価値の向上に努めております。

一方、コーポレートガバナンス充実策の一貫として、平成16年4月より執行役員制度を導入し取締役と連携

して、企業価値向上を目指し、業績確保・業務改革・顧客満足度やIRの視点等にスポットを当て検討し、業務執行に反映させております。

加えて、平成18年5月に内部統制システム構築の基本方針を定め、コンプライアンス委員会の設置、コンプライアンス基本規程・経営リスク管理規程・社内通報保護規程の制定を行った上で、当社グループのコンプライアンスの推進に取り組んでおります。

3 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、前述の株式会社の支配に関する基本方針に照らし、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本対応策」といいます）を導入を決議しております。本対応策は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後、または株主意思確認総会を開催する場合にあつては当該株主意思確認総会終了後に大規模買付行為を開始する、という一定の合理的なルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）の遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を対抗措置をもって抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

当社の株式等について大規模買付行為が行われる場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言及び意向表明書を、日本語にて提出を求めます。なお、誓約文言については、当社取締役会と独立委員会（本対応策の適正な運用及び本対応策に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その決定の客観性・合理性を確保するために設置される会議体であり、業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、又は社外有識者のいずれかに該当する者により構成され、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、対抗措置の発動の当否等について、当社取締役会の諮問に対して勧告を行います。）が妥当と認める文言とします。当社取締役会は意向表明書受領後、10営業日以内に株主の皆様への判断及び取締役会としての意見形成のために必要かつ十分と考える情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に対して交付いたします。大規模買付情報のリストの交付後、大規模買付者には、当社取締役会に対して適宜当社取締役会が要求した追加の大規模買付情報を提供していただき、原則として当社取締役会から大規模買付者に対して大規模買付情報のリストが交付されてから60日以内に大規模買付情報の提供を完了していただくこととします（以下「大規模買付情報提供期間」といいます。）。もともと、大規模買付情報の具体的な内容は、大規模買付行為の内容及び規模によって異なることもありうるため、当社取締役会は、大規模買付行為の内容及び規模並びに大規模買付情報の具体的な提供状況を考慮して、大規模買付情報提供期間を延長することができるものとします（ただし、延長の期間は原則として上限を30日間とします。）。当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による大規模買付行為の評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、独立委員会に対抗措置発動の是非、株主意思確認総会の要否その他当該大規模買付行為に関連する事項について諮問し、また、弁護士、公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を受けながら、独立委員会からの勧告等を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見をとりまとめます。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様への代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に勧告をなすに至らない場合、又は当社取締役会が、取締役会評価期間内に大規模買付行為に対する当社取締役会の意見を形成し、当社取締役会の決定による対抗措置を講じるか否か、または、株主意思確認総会を招集するか否かの判断を行うに至らない場合（取締役会決議による対抗措置を講じないとの判断に至った場合でも、株主意思確認総会を招集するか否かの判断を行うに至らない場合を含みます。）、当社取締役会は、独立委員会に諮問の上、必要な範囲内で取締役会評価期間を延長することができるものとします（ただし、延長の期間は原則として上限を30日間とします。）。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間の延長を必要とする理由、延長期間、その他当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

当社取締役会は、本対応策の適正な運用及び本対応策に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その決定の客観性・合理性を確保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任された委員からなる独立委員会を設置し、対抗措置

を発動するか否か、対抗措置を発動することにつき株主意思確認総会を開催するか否か等の本対応策に係る重要な判断に際しては、独立委員会に諮問するものとします。

独立委員会は当社取締役会より諮問された事項その他につき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損防止の観点から、当該大規模買付行為について、中立的な立場で慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し勧告等を行います。なお、当社取締役会は、対抗措置の発動、株主意思確認総会の開催を含む独立委員会に対する諮問事項等につき最終的な決定を行うにあたっては、独立委員会の勧告等を最大限尊重いたします。当社取締役会は、独立委員会の勧告、または株主意思確認総会の決議内容に従い、対抗措置の発動・不発動等の決議を行います。

当社取締役会が具体的対抗措置として、新株予約権無償割当てをする場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、大規模買付者を含む特定株主グループ等に属する者は行使が認められないという行使条件や、当該行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、対価として当社普通株式を交付することができる旨の取得条項を定めるなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件等を設けることがあります。また、当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した後であっても、当該大規模買付者が大規模買付行為もしくはその提案の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告等を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。当社取締役会は、このような決議を行った場合は、速やかに開示いたします。

本対応策は平成23年6月24日開催の定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。))において、出席株主の皆様のご議決権の過半数のご賛同をいただきましたので、本対応策の有効期間は、本定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとされております。以降、本対応策の継続については当社の定時株主総会の承認を経ることとします。また、当社取締役会は、法令・金融商品取引所規則の改正・解釈の変更や司法判断の動向を踏まえ、独立委員会の承認を得た上で、必要に応じて本対応策を変更することがあります。

4 各取組みに対する当社取締役の判断及びその判断に係る理由

本対応策は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則にしつつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応策は、上記のとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないよう設定されており、当社取締役会による恣意的な運用を防止するための仕組みが確保されております。

また、当社取締役会は単独で本対応策の更新を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

さらに、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、外部専門家の助言を得るとともに、独立委員会の勧告等を得て、これを最大限尊重することとしております。

加えて、株主意思確認総会を開催する場合には、対抗措置発動の是非について株主の皆様のご意思を直接確認することになります。

このように、本対応策には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続が盛り込まれています。

以上から、本対応策が当社従業員の地位の維持を目的とするものではないことが明らかであると考えております。

(4) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	44,760,000
計	44,760,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数（株） （平成23年6月30日）	提出日現在 発行数（株） （平成23年8月10日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,440,000	10,440,000	大阪証券取引所 JASDAQ （スタンダード）	単元株式数100株
計	10,440,000	10,440,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 （株）	発行済株式 総数残高 （株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金 増減額 （千円）	資本準備金 残高 （千円）
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	—	10,440,000	—	1,299,375	—	1,517,213

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 377,600	—	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,061,800	100,618	同上
単元未満株式	普通株式 600	—	—
発行済株式総数	10,440,000	—	—
総株主の議決権	—	100,618	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が22,800株及び自己株式のうち実質的に保有していない株式1,000株が含まれております。また、「議決権の数(個)」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数228個及び自己株式のうち実質的に保有していない株式に係る議決権の数10個が含まれております。

②【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ウィザス	大阪市中央区備後町3-6-2 KFセンタービル	377,600	—	377,600	3.62
計	—	377,600	—	377,600	3.62

(注) 上記のほか株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が1,000株あります。なお、当該株式数は上記①「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含まれております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,089,556	2,811,305
受取手形及び売掛金	188,029	233,677
授業料等未収入金	503,645	62,597
有価証券	—	99,720
教材	63,201	68,335
商品及び製品	30,813	28,837
原材料及び貯蔵品	36,981	45,070
その他	443,306	643,488
貸倒引当金	△20,531	△15,048
流動資産合計	5,335,003	3,977,982
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	3,305,715	3,470,228
その他（純額）	1,494,071	1,518,471
有形固定資産合計	4,799,786	4,988,699
無形固定資産		
のれん	199,240	179,785
その他	593,271	543,688
無形固定資産合計	792,512	723,474
投資その他の資産		
投資有価証券	1,442,641	1,456,539
敷金及び保証金	1,443,354	1,437,552
その他	1,582,469	1,677,306
貸倒引当金	△211,649	△211,973
投資その他の資産合計	4,256,816	4,359,425
固定資産合計	9,849,115	10,071,598
繰延資産	61,849	54,033
資産合計	15,245,968	14,103,614

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	347,495	203,458
短期借入金	1,526,250	1,536,250
1年内返済予定の長期借入金	464,169	475,631
1年内償還予定の社債	250,800	310,400
未払法人税等	432,011	54,588
前受金	3,351,748	3,016,449
賞与引当金	216,381	90,836
その他	973,494	1,053,245
流動負債合計	7,562,350	6,740,859
固定負債		
社債	446,000	629,000
長期借入金	1,164,308	1,066,521
退職給付引当金	610,712	633,229
役員退職慰労引当金	352,553	357,160
資産除去債務	491,239	502,762
その他	231,754	212,750
固定負債合計	3,296,567	3,401,424
負債合計	10,858,917	10,142,283
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,299,375	1,299,375
資本剰余金	1,517,213	1,517,213
利益剰余金	2,215,923	1,771,107
自己株式	△145,759	△145,759
株主資本合計	4,886,752	4,441,936
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	119,145	133,688
土地再評価差額金	△731,978	△731,978
その他の包括利益累計額合計	△612,833	△598,290
新株予約権	49	49
少数株主持分	113,082	117,635
純資産合計	4,387,051	3,961,330
負債純資産合計	15,245,968	14,103,614

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	※1 2,868,216	※1 3,056,090
売上原価	2,688,528	2,917,169
売上総利益	179,687	138,920
販売費及び一般管理費	634,184	691,838
営業損失(△)	△454,497	△552,917
営業外収益		
受取利息	1,626	1,646
受取配当金	5,720	7,631
持分法による投資利益	—	8,002
受取手数料	4,524	4,518
その他	3,020	6,771
営業外収益合計	14,891	28,570
営業外費用		
支払利息	9,861	12,071
貸倒引当金繰入額	1,853	—
開業費償却	7,816	7,816
持分法による投資損失	22,234	—
その他	1,376	9,538
営業外費用合計	43,142	29,426
経常損失(△)	△482,747	△553,774
特別利益		
貸倒引当金戻入額	787	—
負ののれん発生益	1,921	—
受取和解金	8,662	—
その他	1,032	—
特別利益合計	12,404	—
特別損失		
固定資産除却損	6,692	13,043
投資有価証券評価損	26,568	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	271,118	—
その他	26,877	—
特別損失合計	331,256	13,043
税金等調整前四半期純損失(△)	△801,599	△566,817
法人税、住民税及び事業税	37,357	48,004
法人税等調整額	△177,015	△284,682
法人税等合計	△139,657	△236,677
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△661,941	△330,139
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△1,089	14,052
四半期純損失(△)	△660,852	△344,192

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△661,941	△330,139
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	46,651	14,543
その他の包括利益合計	46,651	14,543
四半期包括利益	△615,290	△315,596
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△614,201	△329,649
少数株主に係る四半期包括利益	△1,089	14,052

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年6月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
1 保証債務 金融機関との契約に基づく従業員貸付金制度の従業員借入額に対する債務保証額が4,530千円あります。	1 保証債務 金融機関との契約に基づく従業員貸付金制度の従業員借入額に対する債務保証額が4,315千円あります。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
※1 当社グループの主要事業の売上高には、季節的変動があり、毎月の授業料収入以外の季節講習会、教材および入会・入学金等の収入が変動要因となっております。これらの収入は主に第2四半期以降に計上されます。このため、第1四半期の売上高は、他の四半期に比べ、相対的に低い水準となります。	※1 同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
減価償却費	141,526千円	188,263千円
のれんの償却額	7,375千円	19,454千円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月25日 取締役会	普通株式	80,499千円	8.0円	平成22年3月31日	平成22年6月11日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月25日 取締役会	普通株式	100,623千円	10.0円	平成23年3月31日	平成23年6月9日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	学習塾事業	高認・サポ ート校・通 信制高校事 業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	1,443,775	1,172,025	2,615,800	252,415	2,868,216	—	2,868,216
セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	190,724	190,724	△190,724	—
計	1,443,775	1,172,025	2,615,800	443,139	3,058,939	△190,724	2,868,216
セグメント利益又は損失 (△)	△118,462	△15,517	△133,980	561	△133,419	△321,078	△454,497

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、広告事業、キャリアサポート事業等を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失(△)の調整額△321,078千円には、セグメント間取引消去5,476千円、のれん償却額△6,232千円、及び各報告セグメントに配分していない全社費用△320,322千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	学習塾事業	高認・サポ ート校・通 信制高校事 業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	1,497,477	1,123,622	2,621,099	434,991	3,056,090	—	3,056,090
セグメント間の内部売上 高又は振替高	200	—	200	205,685	205,886	△205,886	—
計	1,497,677	1,123,622	2,621,299	640,676	3,261,976	△205,886	3,056,090
セグメント利益又は損失 (△)	△224,905	△51,223	△276,129	35,384	△240,744	△312,173	△552,917

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、広告事業、キャリアサポート事業及び企業内研修ポータルサイト・コンテンツ開発販売事業等を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失(△)の調整額△312,173千円には、セグメント間取引消去1,332千円、のれん償却額△18,395千円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△295,110千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額	65円72銭	34円23銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	660,852	344,192
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	660,852	344,192
普通株式の期中平均株式数(千株)	10,054	10,056

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成23年5月25日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額……………100,623千円

(ロ) 1株当たりの金額……………10円00銭

(ハ) 支払請求権の効力発生日及び支払開始日……平成23年6月9日

(注) 平成23年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月9日

株式会社ウィザス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 山 謙 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 目 細 実 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウィザスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ウィザス及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。